

みやぎ心のケアセンター運営委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、みやぎ心のケアセンターの円滑で適正な運営を図る観点から、多角的に審議を行うため設置する「みやぎ心のケアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）」について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 事業計画の検討及び承認に関すること。
- 二 事業報告の評価及び承認に関すること。
- 三 事業の実施のための関係機関等との連携及び調整に関すること。
- 四 その他事業の推進に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員25名以内で構成する。

2 委員は別表の関係機関等の代表等や当該機関等より推薦のあった者とする。

3 委員の任期は代表者についてはその職の在職中とし、推薦のあった者については当該機関等が認める期間とする。

4 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

5 委員会に副委員長を置き、副委員長は委員長が指名する。

(招集)

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長は委員会の議事を進行する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

3 委員会は、必要に応じ委員以外の者に対し出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

別表

宮城県精神保健福祉協会長
東北大学大学院医学系研究科精神神経学分野教授
宮城県精神科病院協会長
宮城県精神神経科診療所協会長
宮城県立精神医療センター院長
宮城県精神保健福祉士協会長
宮城県臨床心理士会長
日本精神科看護技術協会宮城県支部長
宮城県精神保健福祉センター長
仙台市精神保健福祉総合センター長
宮城県保健師連絡協議会長
宮城県保健所長会
宮城県保健福祉部精神保健推進室長
宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課長
宮城県子ども総合センター所長
仙台市健康福祉局健康福祉部障害者支援課長
みやぎ心のケアセンター顧問
みやぎ心のケアセンター前副センター長
みやぎ心のケアセンター長